

令和3年10月21日

大阪大学教職員組合

中央執行委員長 望月太郎 殿

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 藤原克美 殿

関西圏大学非常勤講師組合

執行委員長 新屋敷 健 殿

国立大学法人大阪大学

理事 水島郁子



回答（令和3年9月20日付け「共同団交申入書」に対する回答）

標記申入書に対して、以下のとおり回答いたします。

なお、各要求項目については、大阪大学教職員組合及び大阪大学箕面地区教職員組合の組合員の労働条件との関係が必ずしも明確ではありませんが、関西圏大学非常勤講師組合の組合員の労働条件に関する事項を念頭に回答しておりますことを申し添えます。

#### 要求項目1. について

令和3年9月15日付け「非常勤講師の委嘱に係る契約書等の送付について」は、同年10月1日付けで非常勤講師を委嘱する者に対して契約書等を発送する趣旨のものであり、同年9月16日付け「非常勤講師の委嘱等について」は、本学におけるさらなる教育の質保証等の観点から、今後の検討に係る方針についてお知らせすることを趣旨としたものです。

また、上記方針において説明しているとおり、実態把握を行いつつ、準委任契約を締結した者を個別の実態に応じて労働契約に切り替えることを視野に入れた制度設計に早急に取り組むこととしており、制度の詳細については現在、検討を進めているところです。

#### 要求項目2. 3. 6. について

平成25年4月から導入した本学における有期契約ルールについては、「柔軟な人事制度の構築」を目指し、柔軟かつシンプルな雇用制度とすべく、従前の最長雇用可能年数及びクーリング期間等を見直したものです。当該ルールの内容については、導入前の平成24年11月に学内へ周知することとあわせて関西圏大学非常勤講師組合に対してもお知らせ

せし、団体交渉において説明してきました（大阪大学箕面地区教職員組合との団体交渉においても、非常勤講師への当該ルール適用に関する質問に対して説明をしております）。また、平成26年4月に非常勤講師の契約期間の上限を10年とする改正を行った際も、その改正内容については、同年2月に学内へ周知することとあわせて関西圏大学非常勤講師組合に対してもお知らせしたうえで、その後、この件に関して団体交渉等を重ね、繰り返し説明してきたところです。

契約締結可能年数に上限を設けることは、「大学として約束できないことは約束しない」という基本的な考え方に基づくものであり、本学としては、上限をあらかじめ明確に定めることは、契約の見通しや予測可能性を確保する観点からも十分合理性があると考えており、契約締結可能年数の上限を撤廃する考えはありません。

また、現時点において、本学では、民法656条の準委任契約たる「委嘱契約」として非常勤講師の方々との間で契約を締結し、通常の労働者と異なる位置付けとしていることから、労働契約法18条1項の適用を受けるものではないと考えております。

#### 要求項目4. について

本学においては、教育の質保証等の観点から、授業を実施する者の契約形態等に関わらず、各授業については大学が主体性と責任を持って実施し、また、授業科目の編成等についても適切な見直しを行う必要があると考えています。

#### 要求項目5. について

令和3年9月16日付け「非常勤講師の委嘱等について」は、小職より部局等の長宛に、同日総務部人事課から電子メールにて、各部局等事務部の人事担当係等に送付し、各部局等において委嘱している非常勤講師の方々への周知を依頼しております。

なお、「共同団交申入書」には、「非常勤講師と『準委任契約』を結ぶことによって学校教育法違反の実質的な偽装請負状態を放置してきた」との記載がありますが、準委任契約を締結していることが直ちに違法となるものではないこと、上述のとおり、本学では民法656条の準委任契約たる「委嘱契約」として非常勤講師の方々との間で契約を締結しており、「偽装請負」なる指摘には当たらないことを申し添えます。

以上のとおりですので、よろしくお願いいたします。

以上